

京都市訓令甲第 9 号

事 業 所

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年10月21日

京都市長 門 川 大 作

別表第5京北・左京山間部土木事務所長の項の次に次の1項を加える。

京北・左京山 間部土木事 務所担当課 長	(1) 1件5,000,000円以下の測量, 地質調査及び設計委託の決定 に関する事。 (2) 1件3,000,000円以下の工事施行決定に関する事。 (3) 1件1,000,000円以下の災害復旧工事その他の緊急に施行 が必要な工事に係る工事請負契約(基本契約を締結済みのものに限 る。)に関する事。
-------------------------------	--

附 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)